

# 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード に関する検討の経緯

平成28年7月26日

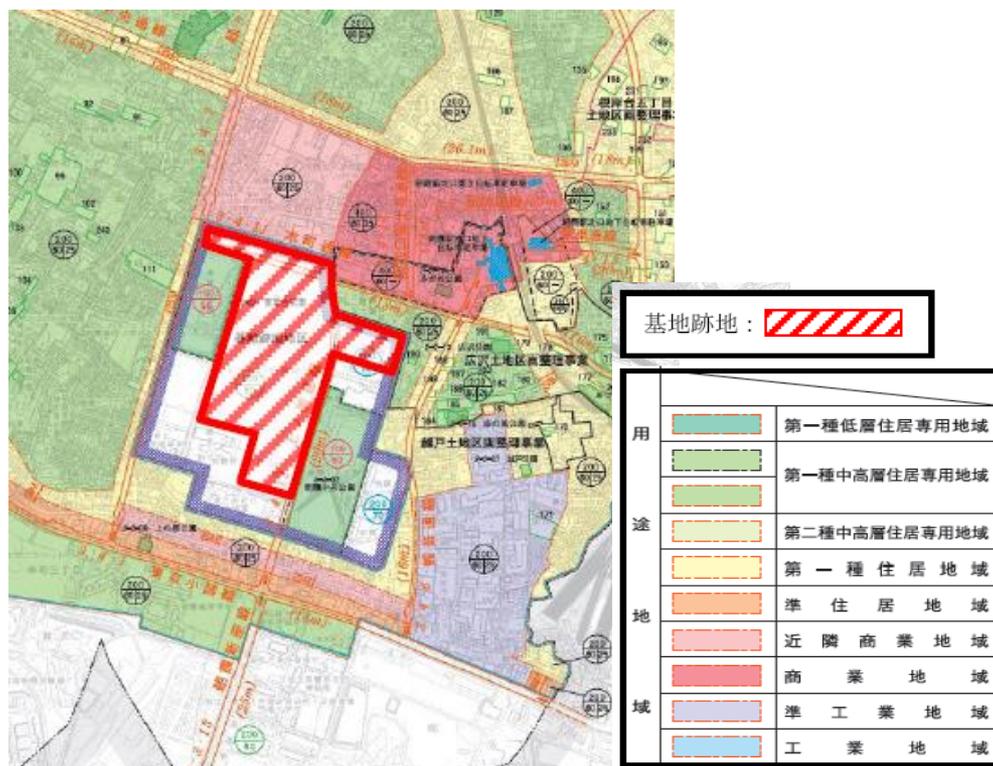
# 1 基地跡地の現状

# (1) 位置及び周辺状況

- 基地跡地（留保地約19.1ha）は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約700mの距離に位置
- 飛び地状の市街化調整区域に指定されており、北側は商業系用途地域、東・西・南側は住居系用途地域に指定



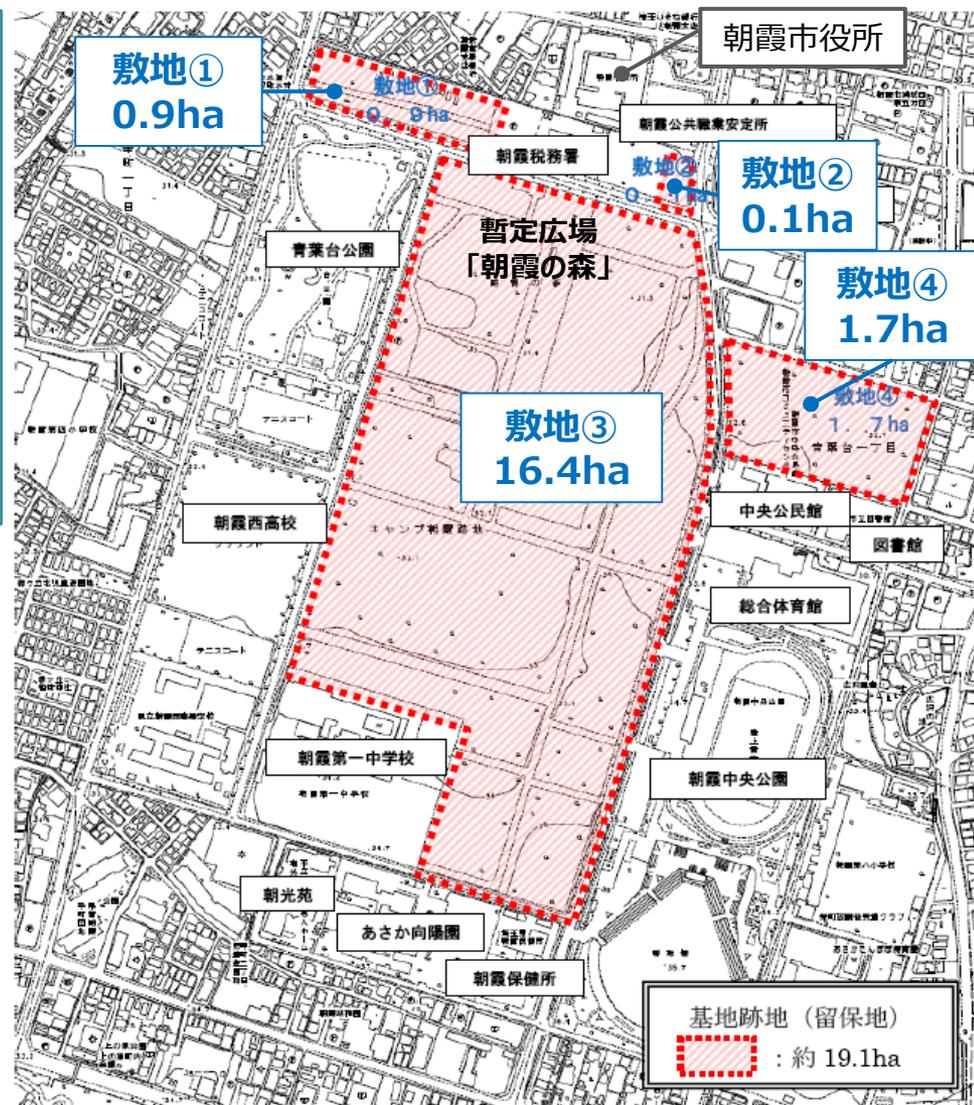
位置図



都市計画図

## (2) 基地跡地の周辺状況及び利用状況

- 周囲には、市役所、税務署、公園、学校、保健所、図書館等の公共施設が立地
- 敷地①の一部は、青葉台公園第2駐車場、消防訓練場として借用
- 敷地③の一部は、財務省関東財務局と市が管理委託契約を締結し、「朝霞の森」として暫定利用



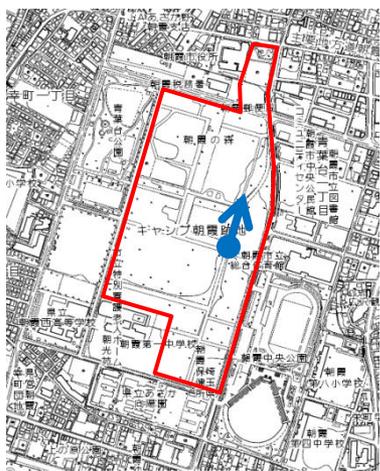
# (3) 本委員会の検討範囲

- 本委員会の検討範囲
- 公園用地 (14.6ha)
- シンボルロード用地 (2.1ha)

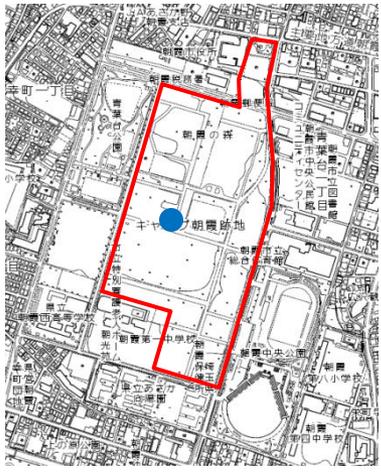


# (4) 検討対象範囲の現況

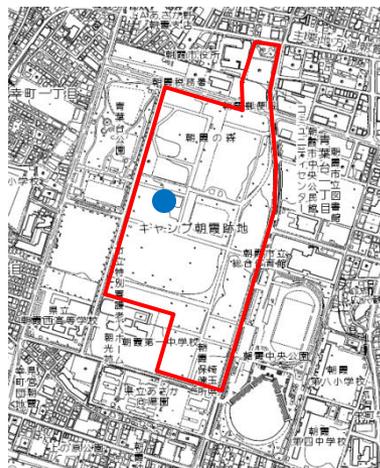
公園用地①



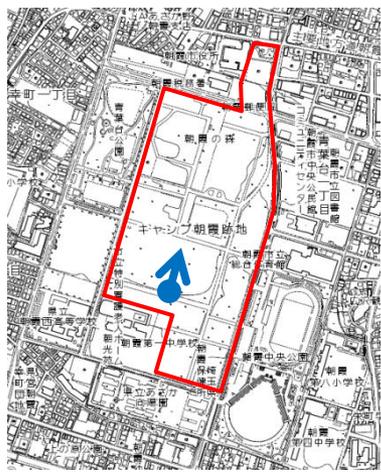
# 公園用地②



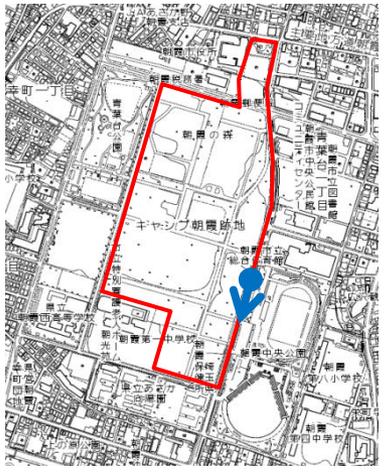
## 公園用地③



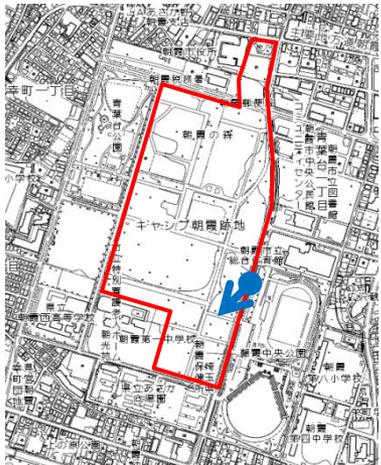
# 公園用地④



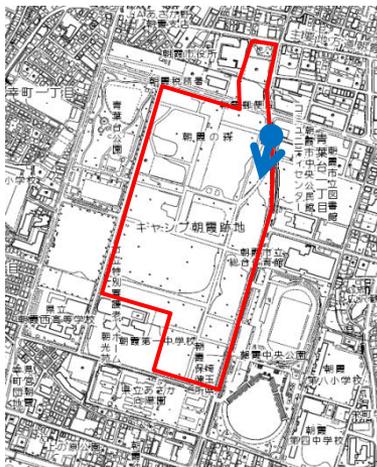
シンボルロード  
用地付近①



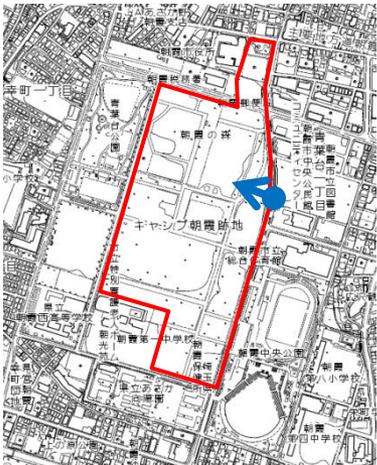
シンボルロード  
用地付近②



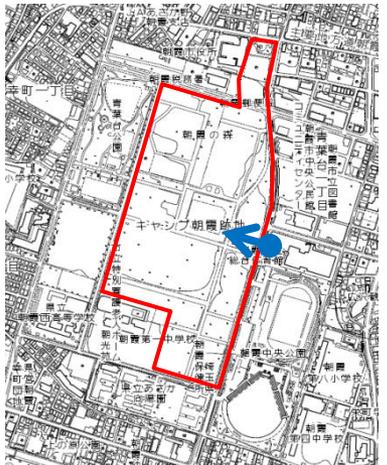
シンボルロード  
用地付近③



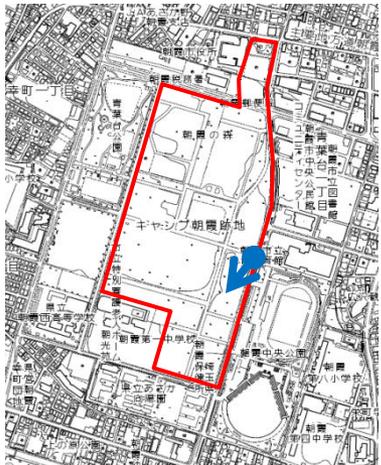
シンボルロード  
用地付近④



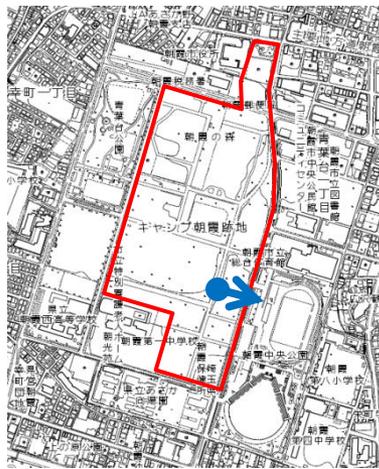
シンボルロード  
用地付近⑤



シンボルロード  
用地付近⑥



シンボルロード  
用地付近⑦



## 2 これまでの検討経緯

# (1) 主な経緯

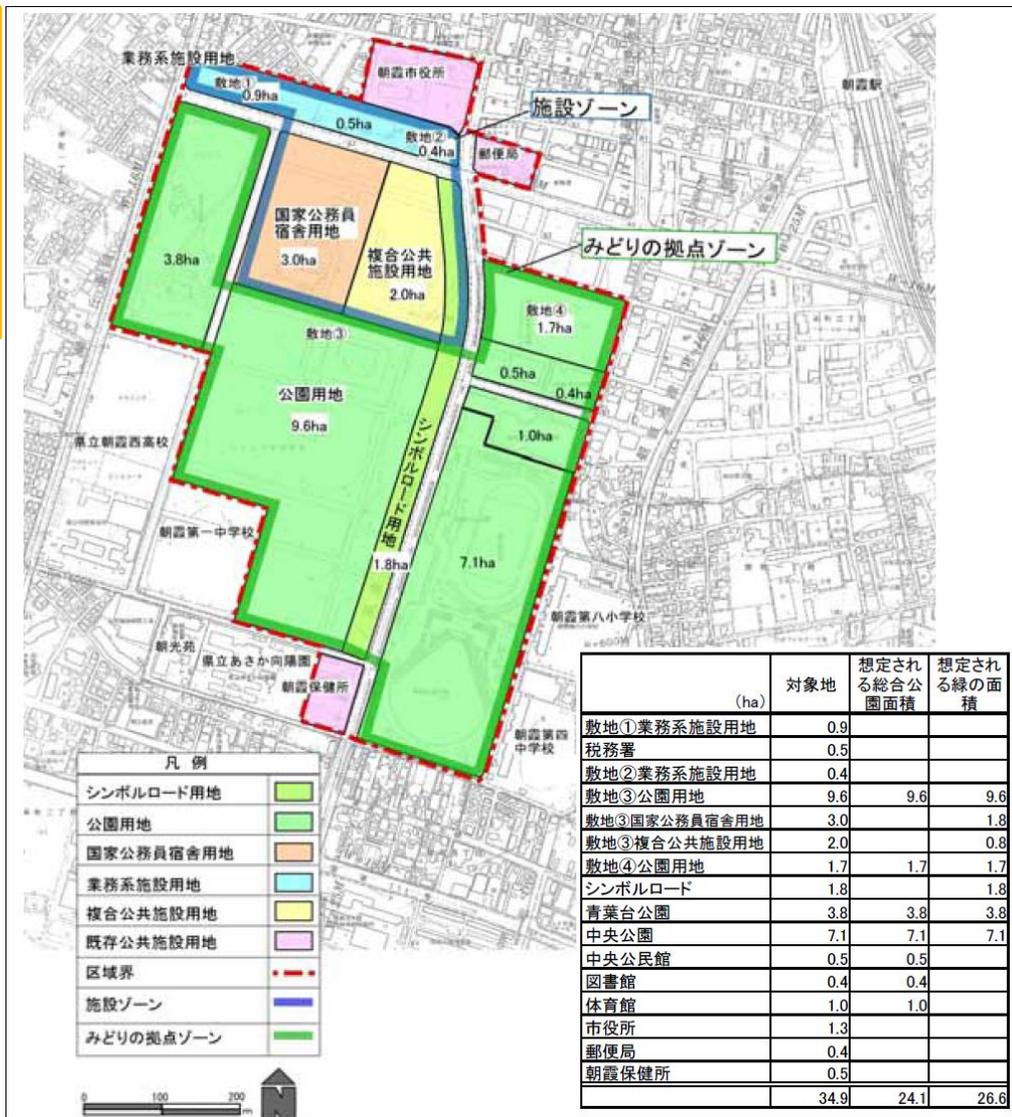
S 20.9	旧陸軍施設に米軍が進駐（キャンプドレイクの設営）
S 49.8	キャンプ朝霞の大部分の日本返還が決定
S 53.11	キャンプ朝霞跡地利用基本構想策定
S 61.2	米軍通信施設返還により市内から米軍基地がなくなる
H 13.5	朝霞市基地跡地利用計画策定
H 15.6～7	国が、財政制度等審議会答申を受け、基本的な方針を「原則留保、例外公用・公共用利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換
H 18.12	朝霞市基地跡地利用基本計画（最終報告）が市に提出される
H 19.12	朝霞市基地跡地整備計画書が市に提出される
<b>H 20.4</b>	<b>朝霞市基地跡地利用計画策定</b> （翌月に国へ提出）
H 21.2	朝霞基地跡地地区地区計画決定
<b>H 22.3</b>	<b>朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定</b>
H 23.12	国家公務員宿舎建設中止決定
H 24.2	関東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の見直しと再提出を求められる
<b>H 24.11</b>	<b>暫定利用広場「朝霞の森」オープン</b>
<b>H 27.12</b>	<b>朝霞市基地跡地利用計画策定</b> （同月に国へ提出）

# (2) 朝霞市基地跡地利用計画書 (平成20年5月)

【基本コンセプト】

周辺の公共施設と連携し、  
緑に囲まれた  
市民のための“憩いと交流の拠点”

(整備イメージ図)



# (3) 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード 整備基本計画 (平成22年3月)

- 基地跡地利用計画書 (平成20年5月) に位置付けられた「公園、シンボルロード」の整備を進めるため、「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画検討会議」を設け策定

## 公園・シンボルロードのコンセプト

### あさかの森をつくる

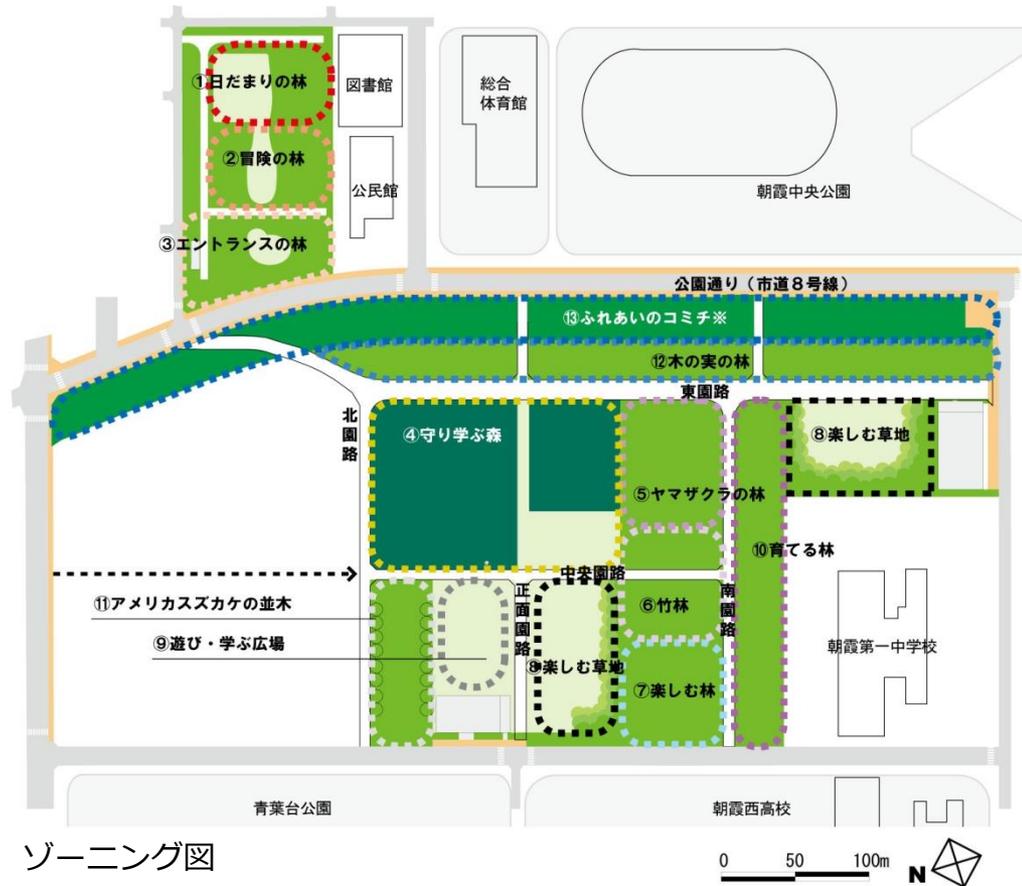
遊び・学び・  
癒される・  
憩いの森

人と自然環境  
が共存する森

市民が  
守り育てる森

## 整備の方針

- ・現状の自然を活かし、必要な手入れを継続的に行うことにより、**自然環境や生物の多様性を保全**します。
- ・憩い・遊び・学ぶことのできる公園にします。
- ・自然の中で人々が憩い・遊び・学ぶための**多様なゾーン**をつくり、それぞれの特性に応じた活動を行う場をつくります。
- ・市民と行政が手を取り合い**協働で管理運営**を行います。
- ・市民が**使いながら**時間をかけて手づくりで**成長させていく公園**とします。
- ・朝霞市の中心的な場所に立地する緑の拠点として、**市民に愛される魅力あふれる公園**を目指します。



## (4) 国家公務員宿舎朝霞住宅（仮称）整備事業の凍結、中止から暫定利用に至る経緯

平成21年11月

国の行政刷新会議（事業仕分け）で朝霞住宅（仮称）整備事業を含む国家公務員宿舎整備事業に「凍結」の判断

平成22年12月

平成23年度予算案に「凍結」されていた朝霞住宅（仮称）整備事業を計上

平成23年9月

宿舎本体工事着手

平成23年10月

野田内閣総理大臣（当時）が宿舎予定地を視察し、「震災からの集中復興期間である5年間、朝霞の宿舎建設を凍結する」と発言

平成23年12月

国家公務員宿舎のあり方検討委員会による報告書（国家公務員宿舎の削減計画）を受け、朝霞住宅（仮称）整備事業の中止を正式に発表

平成24年2月

財務省関東財務局長から市長宛に、「**基地跡地利用計画書**」のうち**土地利用計画の見直しと再提出を求める**文書が提出

平成24年2月

市は、関東財務局長に対して「**利用計画の見直しを進める間、宿舎予定地を管理委託契約により暫定利用したい**」旨を回答

# (5) 暫定利用広場「朝霞の森」オープン (平成24年11月)

- 平成24年8月、財務省関東財務局と市が旧国家公務員宿舎用地（3ha）の管理委託契約を締結
- 同年11月、暫定利用広場「朝霞の森」オープン
- 「使いながらつくる、つくりながら考える」広場として、市民参加によって利用ルールをつくり、市民中心の管理運営を実施



朝霞の森で行われているプレーパーク



広場のルール

# (6) 朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

## 【基本コンセプト】

周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた“次の朝霞”のための“憩いと交流の拠点”

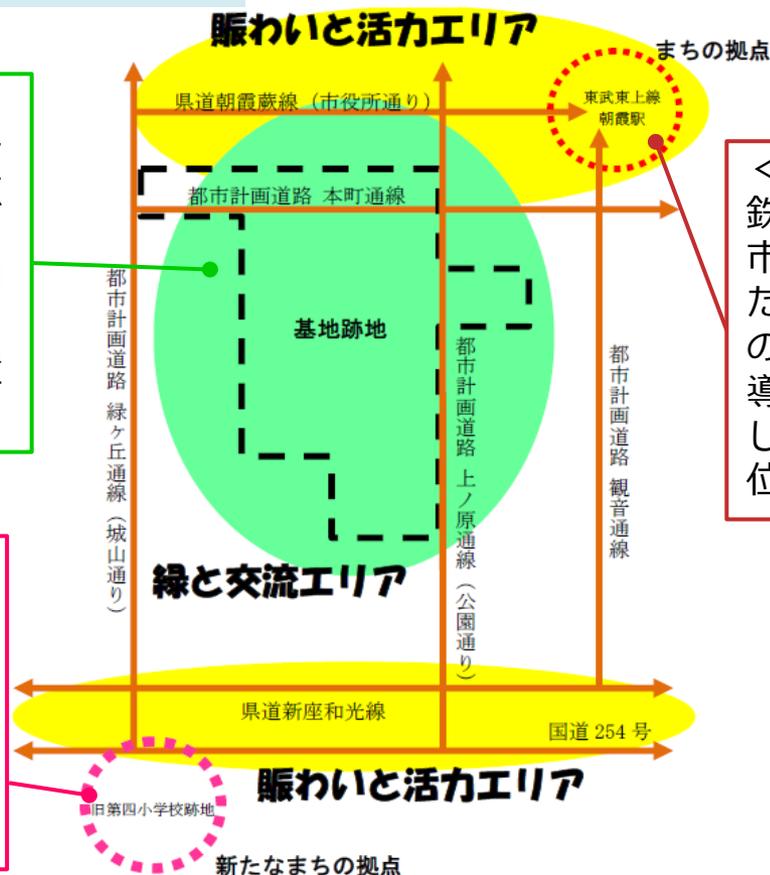
### ○基地跡地及び周辺エリアの将来像

#### <基地跡地>

既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点と位置付ける

#### <新たなまちの拠点>

広域交通軸に位置付けられている国道254号（川越街道）の沿道で、商業系ゾーンに接する立地特性を活かした土地利用が期待される旧第四小学校跡地を新たなまちの拠点と位置付ける



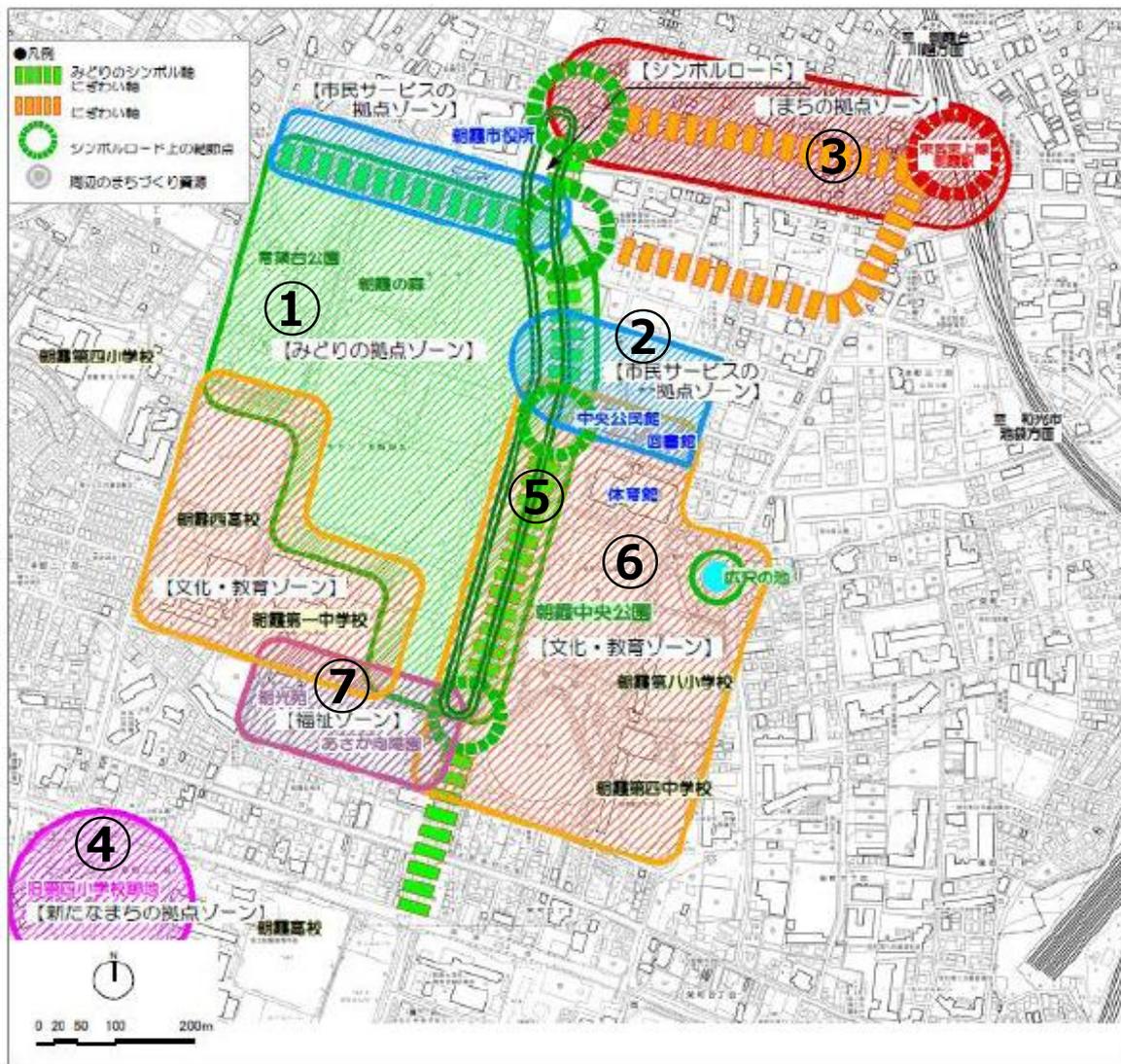
#### <まちの拠点>

鉄道交通の利便性を活かした市の中心的地域として、また、市の玄関口としての機能の強化や商業施設等の立地誘導を図るため、まちの拠点として東武東上線朝霞駅周辺を位置付ける

# (7) 朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

## ○ゾーニング

- ①みどりの拠点ゾーン (拡大)
- ②市民サービスの拠点ゾーン
- ③まちの拠点ゾーン
- ④新たまちの拠点ゾーン (新たに設定)
- ⑤シンボルロード (延伸)
- ⑥文化・教育ゾーン (新たに設定)
- ⑦福祉ゾーン



# (7) 朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

## ○土地利用計画

### ①公園用地

公園的な利用をする区画

### ②公共施設用地

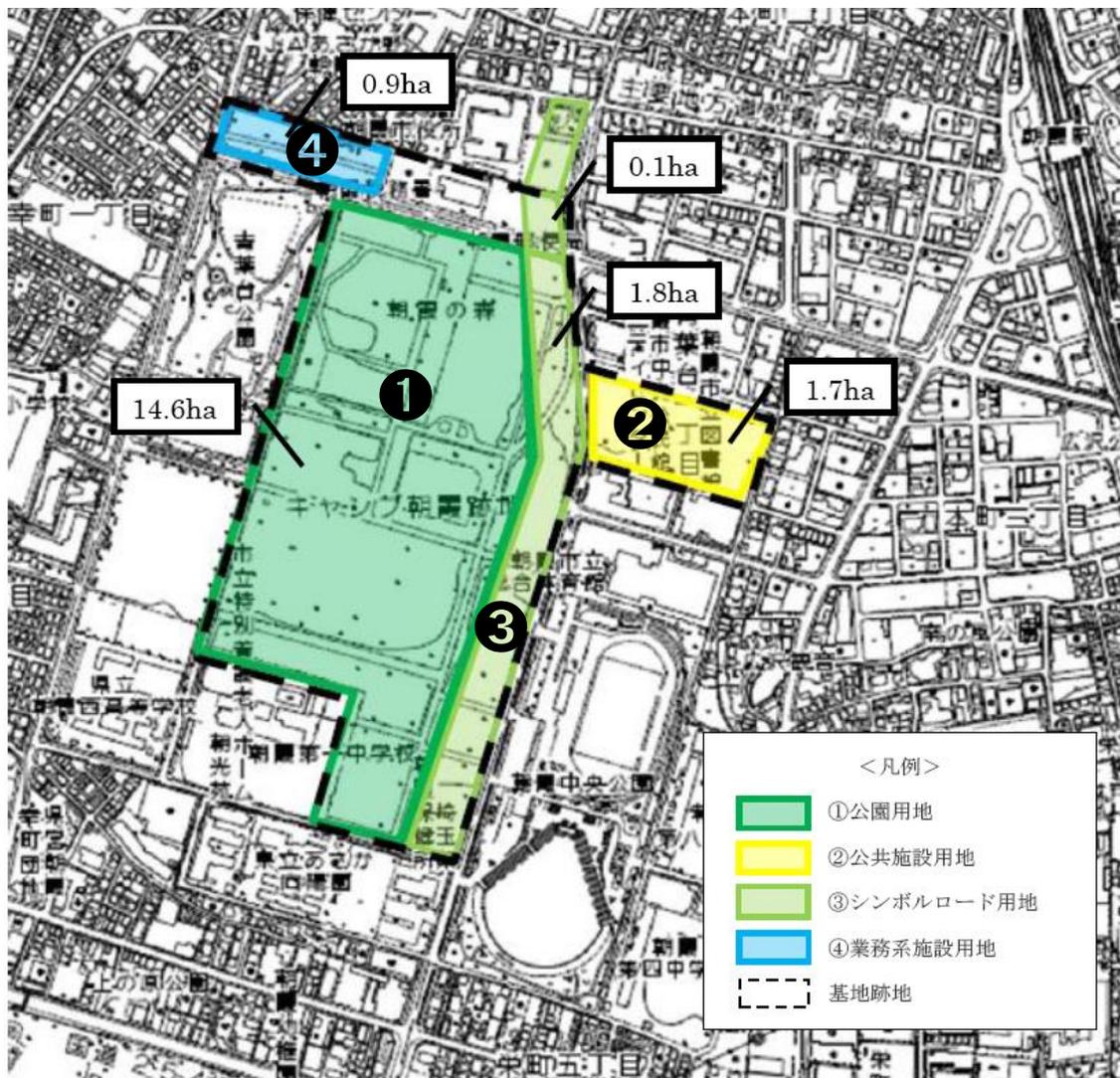
行政機能と文化活動の拠点として利用する区画

### ③シンボルロード用地

道路法に基づいて市道認定する区画

### ④業務系施設用地

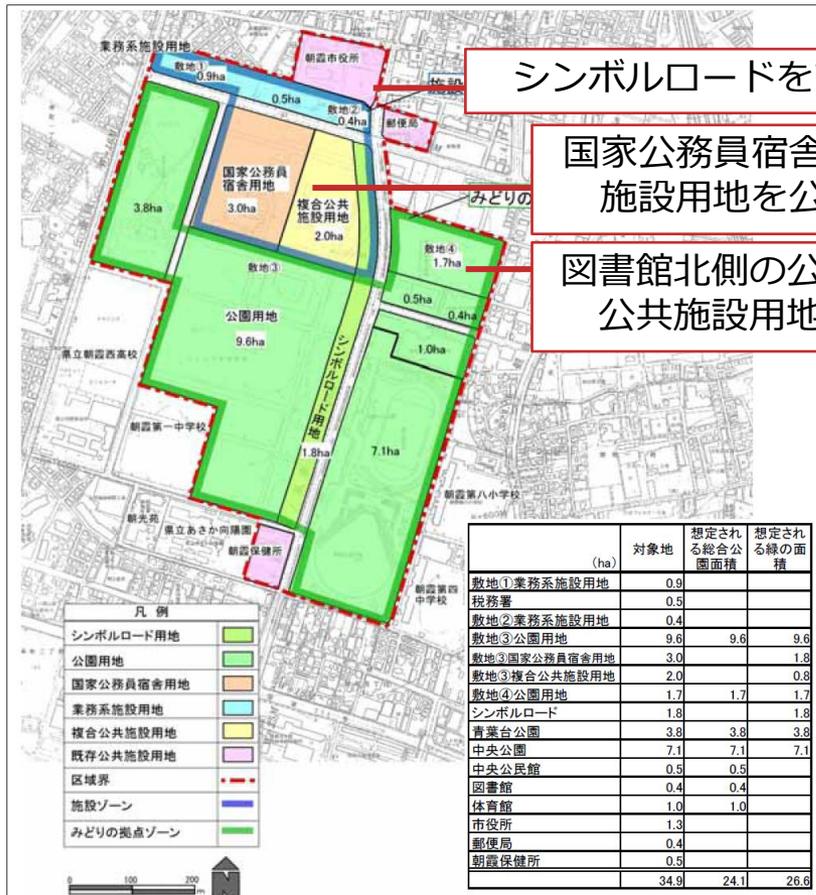
朝霞税務署や朝霞公共職業安定所などを集約した落ち着いた街並みの区画



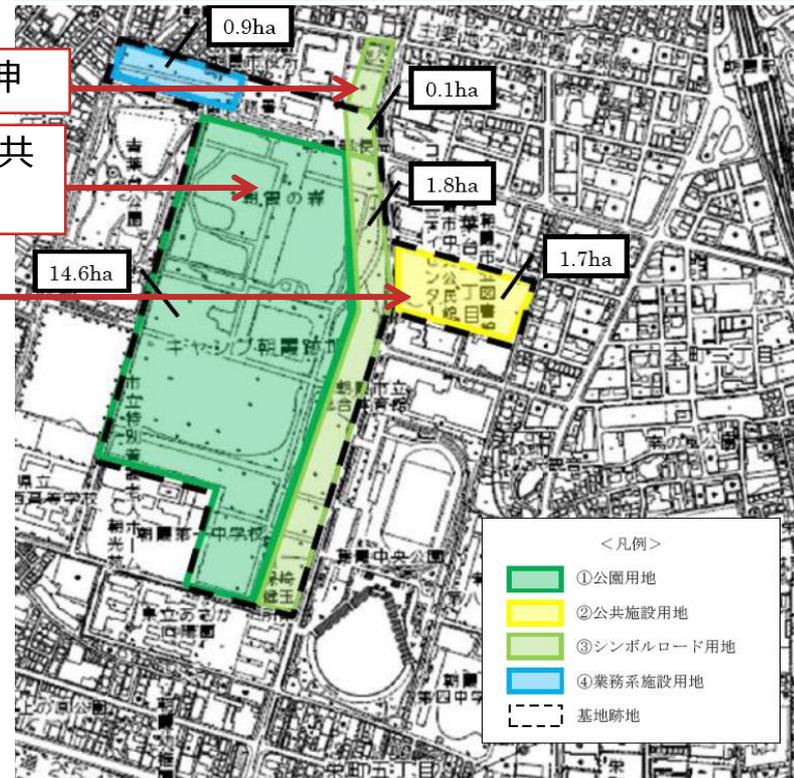
# (7) 朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年12月)

## ○ 土地利用計画の主な変更点

見直し前 (H20.5)



見直し後 (H27.12)



### **3 朝霞市基地跡地利用計画における 基地跡地公園・シンボルロードに関する方針**

# (1) みどりの拠点ゾーン

## 土地利用方針

- 「防災拠点機能を備えた総合公園」として活用する
- 樹林を保全するため必要最低限の樹木管理をするとともに、林縁は明るい疎林、草地とすることでエコトーンを形成して生物多様性の保全を図るとともに、散策路等の安全性や快適性も確保する
- 人と動物が共存する武蔵野の風景を目指す
- 多様な動植物を育む縁界部（樹林と草地の境）や草地、自然性と都市性が調和する緑に囲まれた空間とする
- 仮設的な利用も含め、様々な利用が行われる空間（レクリエーションやリフレッシュ空間、花火を打ち上げる空間など）とする
- 緑と共生した歩道や広場などの施設や便益施設等の配置をする

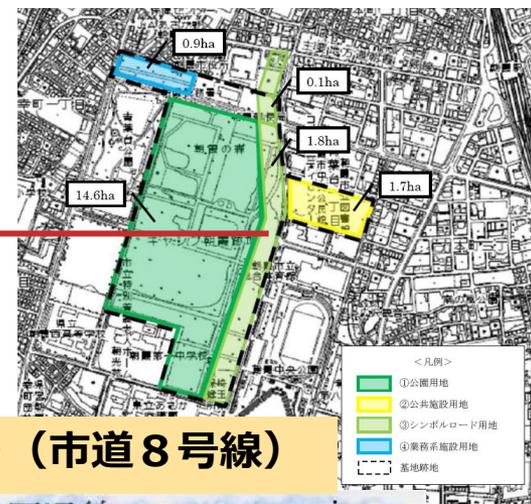
## 公園機能の配置と相互連携

- 公園用地（14.6ha）及び朝霞中央公園、青葉台公園内の既存資源を有効活用しながら、「防災拠点機能を含む高度な公園機能を発揮する総合公園」として整備

## (2) シンボルロード

### 範囲

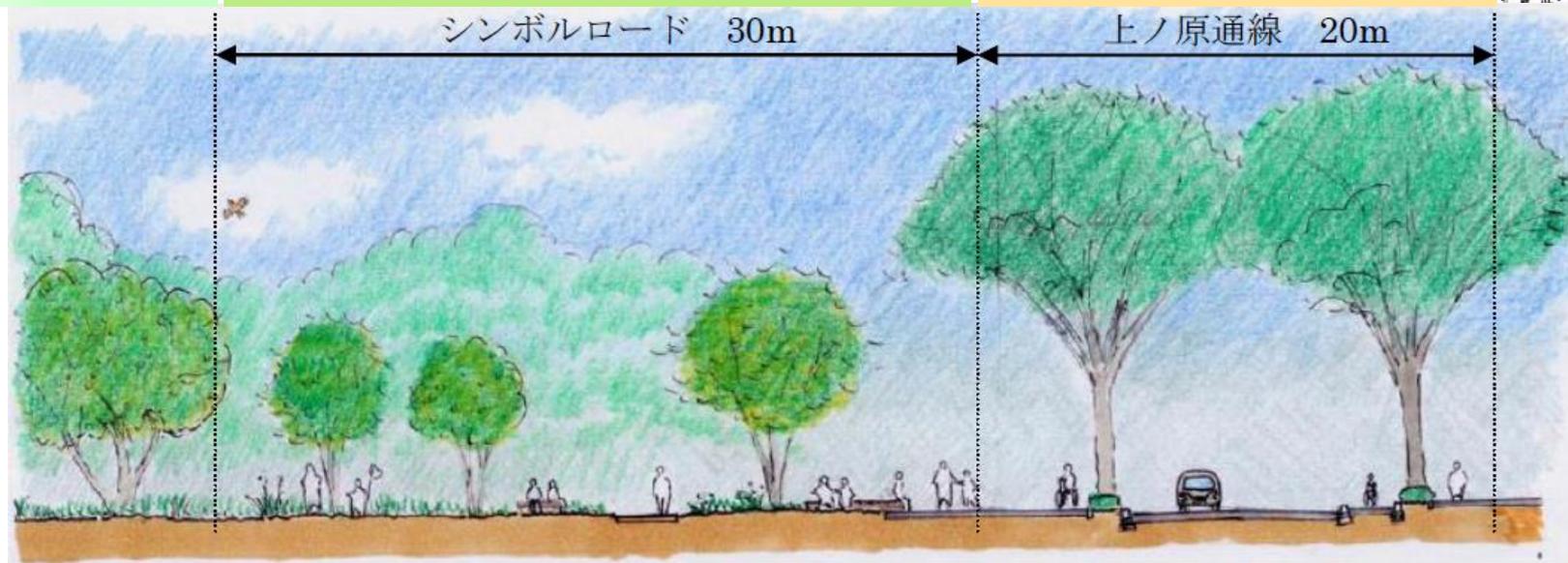
「公園通り」に沿った幅30mの範囲



公園用地

シンボルロード

公園通り (市道8号線)



断面図

## (2) シンボルロード

### 必要な構成要素

- ①歩行者・自転車の円滑で安全な通行を支える『交通機能』
- ②朝霞市のイメージを高め、快適な散策等ができる『アメニティ機能』
- ③市民が祭りやイベントを楽しむことができる『広場機能』
- ④災害時の緊急動線や避難路、延焼防止としての『防災機能』

### 3タイプの整備・活用のイメージ

【イメージ1】

樹木密度が高い場所



【イメージ2】

樹木密度が中間の場所



【イメージ3】

樹木密度が低い場所



# シンボルロード イメージ 1

樹木密度が高い場所



エコトーンを形成して生物多様性の増進を図るとともに、  
歩行者路、広場の安全性、快適性も確保

# シンボルロード イメージ2

樹木密度が中間の場所



既存樹木、樹林を活かした明るい樹林と草地広場とし、  
林間レクリエーションやリフレッシュ空間とする

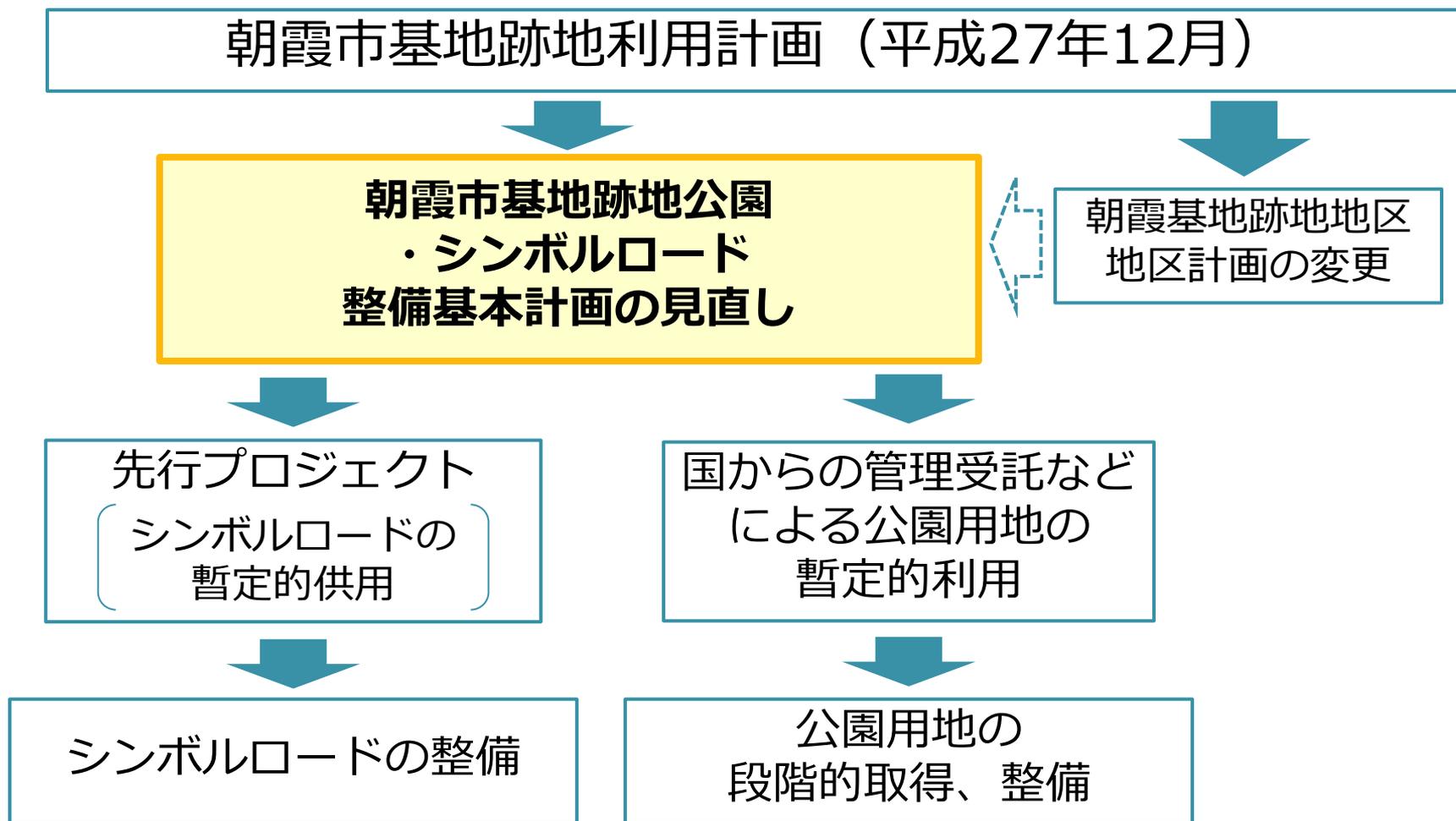
# シンボルロード イメージ3

樹木密度が低い場所



自然性と都市性が調和する緑に囲まれた歩道、広場  
仮設的な利用も含め、利用可能性の高いものとする  
広場は、文化的でにぎわいの感じられる街角広場を目指す

# (3) 整備の進め方



# (4) 今後の事業において参考とすべき事項

## ○ 基地跡地全般

- 核やシンボルとなるものを整備し、周辺の緑を残して、そこを有効的に利用しつつ、維持管理の活動ができる形が良い。
- 全てを残すのではなく、うまく残すことでプラスのシンボルとなるように注意すべき。
- 人が集まらなければ、シンボルを造ってもただの飾りになる。段階的に取り組み、少しずつ大きくしていった方がわかりやすい。

## ○ 公園用地

- 環境学習や日頃の憩いで市民が利用できる緑のエリアがあってよい。目的を定めてエリア分けしていく検討ができれば良い。
- 手を入れないのではなく、手を入れて残していくことを考えたい。
- 既存の基地内道路を活用して、実際に造りながらエリアを決めても良いのではないか。

## (4) 今後の事業において参考とすべき事項

### ○ シンボルロード

- 市役所側だけではなく、反対側にも延伸できないか。
- 仮設店舗を募集して、シンボルロードの可能性をモデル的に試していく。
- 延伸部分は商業地に近いので、人を集客できる面白い仕掛けを造るのが良い。駅前から人の流れもできる。

### ○ その他

- 歴史は大切、後世に伝えていくことが大事。
- 今後の施設整備等の検討に、パブリックコメントの意見をできる限り活かす。
- 各施設整備の段階に応じ、市民参加による検討を行うものとし、検討の状況や結果を広く市民に公表する。